

令和6年（行ウ）第105号 大深度法認可取消請求事件

原告 三木一彦 外44名

被告 国

第5準備書面

2026年6月19日

東京地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏



同 寺 田 伸 子



同 足 立 悠



同 堂 跡 あやこ



1 地盤状況の難しさに応じた適切な施工

原告らは、これまで本件認可は、JR 東海には本件事業を遂行する能力が欠如していることから、大深度法 16 条 4 号の要件を満たしていないこと及び平穏生活権侵害から憲法に反し無効であるとの主張をし、それらの根拠となる事実として、シールドマシンによるトンネル掘削工事において各地で発生する様々な重大事故等を挙げてきた（訴状【48～57 頁】、原告ら準備書面（2）【13～14 頁、24～26 頁】等）。

これに対し、被告は、2025 年 9 月 19 日付けの準備書面（3）において、「原告らが挙げる陥没事故等の要因は、いずれも施工上の課題に基づくものであり、地盤状況の難しさに応じた適切な施工を実施すれば、その発生を防止することが

できるものであった・・・シールドマシンによるトンネル掘削の工法自体に危険性があるとはいえない」と述べた（同【17 頁】 下線引用者）。

ところが、それからわずか1 か月後の10 月28 日、東京都品川区において、本工事による深刻な隆起事故が発生した（原告ら第4 準備書面【26 頁】）。

そのため、原告らは、第4 準備書面において、「地盤状況の難しさに応じた適切な施工を実施」するためには、地盤状況の調査を十分に実施することが前提となるが、少なくともJR 東海はボーリング調査さえほとんど行っていないことを、裏付けをもって主張した（同【24～27 頁】）。しかし、被告準備書面（4）では、この点について一切触れることなく、「本件事業に関してシールドマシンを用いたトンネル掘削の工法自体に危険性があるとは認められず」などと繰り返すのみである。

2 求釈明

繰り返しになるが、被告は「原告らが挙げる陥没事故等の要因は、いずれも施工上の課題に基づくものであり、地盤状況の難しさに応じた適切な施工を実施すれば、その発生を防止することができるものであった」と主張したにも関わらず、その直後に重大な事故が発生したのである。

かかる事実、本工事は「適切な施工を実施」していなかったということを示すものである。実際にJR 東海は、「適切な施工を実施」するために不可欠な「地盤状況の難しさ」を判断するためのボーリング調査さえほとんど行っていなかった。

そこで原告らは被告に対し、JR 東海が本工事を「地盤状況の難しさに応じた適切な施工を実施」してはいなかったことを認めるか否かにつき、見解を求める。そして、ここでもなお、JR 東海が適切な施工を実施していると主張するのであれば、そのことを根拠づける資料と共に釈明されたい。

以上